

令和 7 年

石狩市教育委員会会議（3月定例会）議案

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

- 日程第2 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
議案第2号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
議案第3号 石狩市教育委員会公印規程の一部改正について
議案第4号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について
議案第5号 石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について
議案第6号 招致外国青年就業規則の一部改正について
議案第7号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について
議案第8号 スクールカウンセラー設置に関する規則の制定について
議案第9号 石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ①浜益学園の校章の決定について
②令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

令和7年4月 日 () 時 分開催

議案第 1 号

石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務
委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を
求める。

<改正内容>

令和 7 年度の教育委員会組織体制を反映し、石狩市厚田学校給食センター、厚
田学校教育課及び厚田社会教育課に係る文言の削除を行うもの

議案第 2 号

石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正
について

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務
委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を
求める。

<改正内容>

令和 7 年度の教育委員会組織体制を反映し、厚田学校教育課及び厚田社会教育
課に係る文言の削除を行うほか、支所職員に補助執行させる文言を新たに加える
もの。

議案第3号

石狩市教育委員会公印規程の一部改正について

令和7年3月25日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

令和7年度の教育委員会組織体制を反映し、石狩市厚田学校給食センター、厚田学校教育課に係る文言・公印の削除を行うもの。

議案第 4 号

石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

令和 6 年第 4 回石狩市議会定例会に上程した石狩市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 5 3 号）において、使用料に冬期加算額を追加したことに伴い、減免規定を定めるため本規則を改正するほか、公共施設予約システム及び電子錠を学校開放体育館に導入したことに伴い、管理方法の変更について本規則を改正するもの。

議案第 5 号

石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求めらる。

<改正内容>

令和 6 年第 4 回石狩市議会定例会で制定された石狩市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 53 号）において、使用料に冬季加算額を追加したことに伴い、様式に所要の改正を行うもの。

議案第 6 号

招致外国青年就業規則の一部改正について

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

令和 7 年 1 月 6 日付け三省（総務省・外務省・文部科学省）通知「令和 7 年度 JET プログラムの運用改善について」により、令和 7 年 4 月 1 日付けで全国的に報酬額を見直すこととなったほか、特別休暇の見直しに係わり規則改正が必要となるものについて、所要の改正を行うもの。

議案第7号

スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について

令和7年3月25日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

スクールソーシャルワーカーの基本報酬の額について、所要の改正を行う。

議案第8号

スクールカウンセラー設置に関する規則の一部改正について

令和7年3月25日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

<制定理由>

スクールカウンセラーの相談体制の充実を図りたく、令和7年度より市の予算においてもスクールカウンセラーへの報酬を支払うため、スクールカウンセラーの身分・職務・報酬額等の包括的な内容について、新たに規則により定めるもの。

議案第9号

石狩市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

令和7年3月25日提出

教育長 佐々木 隆 哉

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

<改正内容>

令和7年度の教育委員会組織体制を反映し、石狩市厚田学校給食センターに係る文言の削除を行うもの。